加治木町役場
發行所　加治木町役場
発行人　岩元房友
編集者　原田広道
印刷所　吉屋印刷所
向江町　電話114番

上京報告

町長　曾木隆輝

七月末から八月始めにかけて議長及び教育長と共に本町の諸問題を關係各廳に陳情し予算獲得の爲上京した。

うだる様な暑さがつゞいて国会では尾崎予算委員長の不信任案が出るやらなぐり合いがあるやらスト禁止法反對のデモが行はれるやら賑やかなことであつた。

私共は本縣第二区出身の尾崎、池田、富吉の三代議士をそれぞれその持場で協力してもろう事とし、訪問の上お願いをした。以下私共の折衝の結果を報告する。

(イ) 木田土地改良

數年来の懸案であり今年は是非共この事業をおこすべきであると存じ、あらゆる手をつくして来たのであるが、私共の上京に先だち六反委員長と橋元收入役を上京してもらい、關係方面に充分陳情を行つた。

私共も着京以來數回に亘り、農林省の農地局長以下関係方面と要談し、さらに日高縣議がその仕上をなし、本件は最後的に本年より着工の決定をみた。特にこの問題については、中馬前代議士が必死の努力をかたむけてもらつたことは感謝にたえない。

(ロ) 都市計画

性應寺から向江町錦江モータースの前までの國道輔装を今秋から実施せらるゝことになつたが、その前提として歩、車道の境界をなす要があり、上濱地区の區劃整理と錦江小学校附近の道路擴張の爲の予算をとる爲に建設省と數回に亘り交渉したところ、前者は今年度事業として認められ、後者は来年度に於て考慮せられることゝなつた。

(ハ) 水道

私共としては今年度中に少なくとも新道まで工事を進め一部送水する計画で予算をくんで、建設省、大蔵省、厚生省、自治廳と交渉したが、大蔵省と自治廳は六大都市の水道事業を優先的に考え、先づ本年は城の配水池迄のんでいるのであるが、自治廳側としては私共の計画をそのまゝを考えている様である。

しかし一方國道輔装が始まるので、こゝに鉄管を埋設する必要に迫られているので、予算の決定をまちあぐんでいる次第である。

(ニ) 錦江校改築問題

安満教育委員長も先頃上京され運動されたのであるが、私共も三、四回文部省に局長以下係り官を訪問し、実状をうつたえて、充分意のある所を伝えておいた。中央としては相当好意的に考えてはいるが、全國枠の問題から、この予算のかく得は容易ではない。この問題については、地元側の熱意も充分に縣教育委員会に伝はつているので、最後には何らかの形に於て実現するものと信ずるが、今後たゆまざる努力が必要であると認められる。

(ホ) 中野、鎭守校改築

この予算は縣との了解の上で、具体化する問題であるが、中央にも訴えておいた。今後更に縣と交渉して、部落や町教委の要望に沿うよう努力することゝいたしたい。

(ヘ) 港灣

數年来日本酒類会社始め、本町の商工会からの要望もあり、尾崎、池田両氏の助力を得て、運輸省に交渉し、来年度予算に考慮方陳情をなした。本件は更に知事とも懇談して、話を進めることにするが、未だ決定の線までには至らなかつた。

(ト) 母子寮

厚生省に、先年火災にかゝつた本町母子寮の建築費補助を、昨年以来要望して来たが、やうやく本町で計画した通り、厚生省に於ても承認し予算の配分を受けることゝなつた。

(チ) 公營住宅

本年当初十四戸の割当を受けていたのであるが更に増加方陳情をなした。

大体五戸程度追加せらる見込であるが、北九州地区その他の水害にかんがみ、本年度中にこれ以上の増加は困難である。

(リ) 失業對策事業

本町に於ては、当初四十名分の予算の割当を受けていたが、昨年度末三十五名に減らされ、更に交渉して本年始め四十名に復活、又七月から五十名に増額されたので、勞働省にお礼と、近き將来に更に十名の増員を要望しておいた。

尙予算折衝も、相手方もあちこち關係が廣いので、議長、教育長にも非常な無理をし、強行をして頂いたが、こちらの思う通りにスラスラ片附かないのは残念であるが、私共としては、精一杯の努力は致した心算である。

農地の一筆調査について

加治木町農業委員会

さきに各嘱託員の方々の御協力を得まして提出して戴きました農地の目作地小作地貸付地に関する申告書は農地法が確実に守られているかどうかを調べるのが目的で農地法第八十四條により毎年八月一日現在の個人別農地の実態調査を全國一齊に行うもので今年はその第一回を実施したのであります。農業委員会では提出して戴きました申告書を基礎にして不審なものは現地調査或は机上調査等をいたしまして所有制限以上のもの亦は不在地主の所有する農地並に不法賃買等を確實に把握して適正な處置を講ずるものでこの調査の結果を九月三十日迄委員会事務局に於て縱覽に供すると共に買收對照農地を公示致します、なおこれに對しては当事者より不服の申立等も認められておりますので本期間中もれなく縱覽下さる様御願いいたします。

なお既に御承知の事とは思ひますが農地の所有權移轉、賃貸借權の設定または移轉及び農地の使用目的変更（宅地化）等はすべて正式手續を經て縣知事或は町村農業委員会の許可がなければ出来ない事になつて居り若し之等に違反された行爲に對しては罰則が規定されて居りますので充分御注意下さる様また台帳の地目と現況とが相違しているものについては此の際地目変換の手續をされる様併せて御願いいたします

「經濟自立化運動實踐の年計画を立てゝ實踐しよう」

昭和二七年四月縣民運動として展開されて来た經濟自立化運動も一年を經過した、本町に於ても昨年六月經濟自立化運動推進協議会を開催し、この運動を本町自体として發足した。この運動を推進するため役場、農協、普及事務所、公民館一体となつて、部落体制の強化、技術指導の滲透方策各実踐項目を中心として研究協議し、この運動の趣旨の徹底を計ると共に部落の振興方策等について部落座談会等行つてこの運動を展開して来た。

○楠園振興小組合、水田地帶であるだけ水稻反收四石を目ざして努力が續けられ、さらに裏作園藝、煙草作等も振興して来ている、増産には自給肥料の増産が第一であり、いろ〳〵の施策がなされている、畜産の振興も最近目立つて来ている。又生活改善部（婦人）の活動も目ざましく、カマスの集荷、日用品の販賣等行つている、台所の改善は今一息と言う所であるこの部落は4Hクラブの活動が目覺しく、高く評価すべきものがあり、今后農村に期待されるものがある。

○上木田公民館、昭和二十四年に部落体制を公民館組織に切り替へ円滑な部落運營につとめ、嘱託員も公民館長が勤めている、經濟自立化運動も公民館運動の中に織り込み部落一丸になつて部落の生活を向上させるか、そ

○西浦西振興小組合、山間地の部落であるが非常に農業に熱心であり、時間の励行は他部落の範とするところである。部落民が默々として部落の振興に努力を續け、特に市場を中心とした園藝が芽ばえつゝあることは大きな發展である。

この外にも優秀な部落もあるが、此れ等の部落を參考に今一度自己の經營を見つめ、部落の実情をかえり見、研究と施策を續け實踐に移して戴きたい。

本年は部落の実体を調査研究し、実情に應じた振興方策を樹立し、たゆまざる努力が續けらるべきと思う。未だ部落体制の出来ていない所は速かに組織をつくりこの運動を展開して戴きたい。

（農務課）

部落の振興方策等について部落座談会等行つてこの運動を展開して来た。

○楠園振興小組合、第一類（町内で優秀な小組合）に西浦西振興小組合が表彰され楠園は二万円、西浦西は一万円の賞金を獲得した、其の他の部落にも実績は見るべきものがある。この運動に部落一丸となつて默々として努力し續けている三、三の部落を取り上げてみたい

○楠園振興小組合、水田地帶であるだけ水稻反收四石を目ざして努力が續けられ、さらに裏作園藝、煙草作等も振興して来ている、増産には自給肥料の増産が第一であり、いろ〳〵の施策がなされている、畜産の振興も最近目立つて来ている。又生活改善部（婦人）の活動も目ざましく、カマスの集荷、日用品の販賣等行つている、台所の改善は今一息と言う所であるこの部落は4Hクラブの活動が目覺しく、高く評価すべきものがあり、今后農村に期待されるものがある。

○上木田公民館、昭和二十四年に部落体制を公民館組織に切り替へ円滑な部落運營につとめ、嘱託員も公民館長が勤めている、經濟自立化運動も公民館運動の中に織り込み部落一丸になつて部落の生活を向上させるか、それには他をたよりにせず自からの力で切開いて行くと言う精神と、部落民の協同の力で生活を守り生活を向上させる事がこの運動の趣旨であると思います、この様な努力を農村自体が續けると共に之に對する良き施策が講ぜられて農業の進展があると信じます。

昨年縣の優良部落振興小組合の表彰に、第二類（郡内で優秀な小組合）に楠園振興小組合、第一類（町内で優秀な小組合）に西浦西振興小組合が表彰され楠園は二万円、西浦西は一万円の賞金を獲得した、其の他の部落にも実績は見るべきものがある。この運動に部落一丸となつて默々として努力し續けている三、三の部落を取り上げてみたい

○楠園振興小組合、山間地の部落であるが非常に農業に熱心であり、時間の励行は他部落の範とするところである。部落民が默々として部落の振興に努力を續け、特に市場を中心とした園藝が芽ばえつゝあることは大きな發展である。

この外にも優秀な部落もあるが、此れ等の部落を參考に今一度自己の經營を見つめ、部落の実情をかえり見、研究と施策を續け實踐に移して戴きたい。

本年は部落の実体を調査研究し、実情に應じた振興方策を樹立し、たゆまざる努力が續けらるべきと思う。未だ部落体制の出来ていない所は速かに組織をつくりこの運動を展開して戴きたい。

（農務課）

豆知識

日本人の血壓の基準はどの位でせう？
次に掲げる数字が健康の基準である

年令平均血壓	(MM)
20才以下	120
20～24才	122
25～29才	123
30～34才	124
35～39才	126
40～44才	128
45～49才	130
50～54才	132
55～59才	134
60～64才	135
65才以上	138

◎血壓は体質により多少の差異がある、しかし170MM以上は相当危険とみるべきである

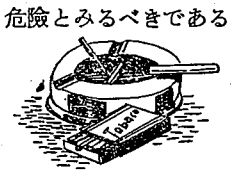

週間としより

9.15 9.21日

町内の高令者調べ

〃女が男より約三倍長命である〃

九月十五日が「としより」の日でありますので、このほど町内のとしよりの方を調査しましたところ次のような面白い表が出来ましたので紹介します〃としより〃をいたわりましよう。

加治木町八十才以上高齢者

大字 / 年令	町 男	町 女	町 計	反土 男	反土 女	反土 計	木田 男	木田 女	木田 計	小山田 男	小山田 女	小山田 計	西別府 男	西別府 女	西別府 計	遠川 男	遠川 女	遠川 計	日木山 男	日木山 女	日木山 計	計 男	計 女	計 計
性別																								
80～84	1	15	16	6	10	16	14	22	36	3	8	11	3	5	8	2	1	3		6	6	29	67	96
85～89	2	4	6		6	6	4	6	10	1	2	3	1	2	3					1	1	8	21	29
90～94	1		1		1	1		1	1													1	2	3
95～																								0
計	4	19	23	6	17	23	18	29	47	4	10	14	4	7	11	2	1	3		7	7	38	90	128

あなたの田圃には病害や、害虫は發生していませんか？九月中は常に田圃に注意しましよう。

○イモチ病

本年は割合に葉イモチ病の發生が多かつたので穂クビイモチの發生が多いものと予想されますので穂揃期に必ず藥剤撒布を行うこと。

藥剤は液剤、銅水銀剤、粉剤はセレサン石灰が最も効果的である。

○白葉枯病。現在のところ發生は少ないが颱風後は急激に發生する、若し颱風があつたら、三一四日以内に藥剤撒布（銅水銀剤）を撒布すること。

○紋枯病。發生の多い地域では九月中旬までに藥劑（セレサン）を撒布すること。

○二化螟虫。發生している所では九月中旬までに藥剤撒布すること。パラチオン剤が効果的である

○二帶小夜蛾（稻葉喰う青虫）。山間や山麓、肥料の効いたところに發生しているが速やかにBHC一%を撒布すること。

○ウンカ類。九月一十月のトビイロウンカの發生が予想されます。トビイロの習性上通風の悪いところ、肥料が効いて葉色の濃いところに發生するから九月上旬にBHC一%を全部撒布することが望ましい。

イモチ病、白葉枯病、紋枯病、二化螟虫、二帶小夜蛾、ウンカ類の防除は大体同一時期になるため同時に防除すれば効果に於ても經濟的にも有利である、その場合左記配合は差支ない。

①銅鋳剤又は銅水銀剤（水一斗に一二匁）＋パラチオン剤

②銅鋳剤又は銅水銀剤＋DDT乳剤（二〇〇倍—四〇〇倍）

③BHC（三瓩）＋セレサン（五〇〇—六〇〇G）

④パラチオン粉剤（三瓩）＋セレサン（五〇〇G）

ウンカ類と穂クビイモチには③の方法でよくBHC一%でよい

技術員連盟

役場人事異動

役場では次の様に人事の異動が發令されました

八月一日附

母子寮保姆　堂兎久子

企画室勤務　池田秋義

八月十日附

固定資産評価員　増田庄之助

税務課長　増田繁

建設課長　恒吉晃

戸籍課長　黑田伊熊

民生課長　白坂篤雄

建設課長補佐　時任恭

企画室長補佐　原田廣道

戸籍課長補佐　四元義照

税務課長補佐　宮田実

農務課長補佐　貫島榮

商工課長補佐市来原盛五

民生課長補佐　鈴木一男

税務課勤務　末永豊

戸籍課勤務　川邊宏

農務課勤務　大重孝雄

總務課勤務　上野エキ

小山田支所勤務　岩元とし子

總務課兼務　内野博

▲注意▼

「農家の皆さんえ」

○水稻は出穂期に一番水を必要とします。灌水をおこたらないように、

○落水は出穂後普通田で二五日位してから行います。

○「ヒエ」が田圃の中に散見します「ヒエ」は農家の恥。必ず拔取つて燒き捨てましよう。畦やみぞに捨てると来年はなお澤山生えます。

○「茶種子及び苗木の申込は早目に農務課へ」

茶の種子及び苗木の植付けの時期は十一月より翌年三月迄でありますが早く植えれば早く植える程地中で發根が早く成績が良好です。本年はどうしても十二月迄には植付又は播種するよういたしましよう。只今農務課にて茶種子及び苗木の申込みを受附けて居ますから希望者は至急申込み下さい

！税金を納めましょう！

納税成績の優良なる組合や功勞者を褒賞、表彰するため左記の通り納税奬勵規則が制定せられ九月一日より実施せられることになりました。

加治木町納税奬勵規則抜萃

（目的）

第一條　本町の町税納付成績の優良なる組合（納税を取扱う團体をいう）ならびに納税功勞者の表彰又は褒彰はこの規則の定めるところによる

（対象税目）

第二條　本規則を適用する税目は左の五税目とする

一、町民税
二、固定資産税
三、自轉車税
四、荷車税
五、いぬ税

（奬勵金）

第三條　組合に對する奬勵金は納期毎に徴税令書一枚につき二円を發行の翌月末交付する

（賞金の種類）

第四條　組合に對する賞金は特別賞金と報奬金の二種とする

（賞金）

第五條　特別賞金は次の等級に分ち予算の範圍内で町長が定める額を交付する

一等　一点
二等　三点
三等　六点

2　報奬金は納期毎に次の區分により交付する

○納期限迄に納入した場合―納税額に對し百分の三を納期の翌月末交付する

○納期限後十五日以内に納入した場合―納税額に對し百分の二を納期の翌月末に交付する

○納期限後十六日以上三十日以内に納入した場合――納税額に對し百分の一をその翌月末に交付する

（等外選賞特例）

第七條　等外にして納税成績が比較的良好と認められる組合には等外特別賞金を授與することができる。但しこの額は三等入賞組合賞金額をこえない町長の定める額とする

（個人表彰）

第八條　納税成績の優秀なる組合の組合長もしくは組合員で納税に對し特に功勞があり他の範となるに足ると認める場合は町長は個人賞を授與することができる。但し個人賞金の額はその都度町長が定める

右の規則によつて奬勵金、特別賞金　報奬金、表彰等の区制によつて相当廣汎團の奬勵制度となつた譯でありますが、これは第一に納税組合の設置を優位な條件としておりまして、又この設置についても部落単位又は婦人会、青年團等の一体的な組織でなければ、都合のよい人達のみでの組織ではいけない譯であります。

従来制度はありながら実質性の少なかつた奬勵制度がこれによつて確立したのでありまして〝どうせしなければならない納税である〟ことを考えられましてこの際是非各組織に於て組合を設立されて、これ等の賞金を部落或は團の運營資金等に活用せられる様切に希望する次第であります。

なお

昭和二十八年度町税の納期は左のとおり（個人が直接納付を要する分）になつております

税目	納期限	納期別
町民税	一期	6月30日
	二期	8月31日
	三期	10月31日
	四期	1月29日
固定資産税	一期	4月30日
	二期	7月31日
	三期	12月31日
	四期	2月29日
自轉車税	年分	5月31日
荷車税	年分	5月31日
いぬ税	年分	6月30日
木材引取税	隨時	令書に指定

（税務課）

談美

田植に部落全員が！隣保共助！

連日の長雨のあと本格的な夏と共に万物を熱殺するかと思はれるような、酷い暑さだるような、酷い暑さ！このとき隣保共助の麗しい田植美談が涼風として送られた。

話題の主は、西別府東ヒナベ嶽藤男氏一家で、夫婦と子供の三人暮しで田畑二反五畝を耕作してささやかな生活をなし、勤勉努力家で近隣の評判もよかつた。無畜農家だが増産意慾旺盛で精農家として營農を續けて居たが、偶々過勞がもとで病床に伏す身となり、妻ミツ子さんは病床の夫の看護！子供の世話！農耕！雑事等健氣にも一家の支柱として一切をきりまわして居た。農繁期を控えて猫の手も借り度い位多忙な時期で、藤男氏の焦燥！ミツ子さんの人知れぬ勞苦！遂にミツ子さんまで病魔に襲われ、家計、病状、眞に悲歎の極に達し、醫療費に事欠く狀態となり、幸い福祉当局の温情ある取計いにより醫療扶助の恩典を受け加治木療養所に入院の必要をすすめられたが、農繁期を控えては如何とも出來ず、妻も過勞の爲入院治療を要することとなつたが、夫の入院を先にし苦しい病狀をおさえて苦悩の日を續けて居た。

偶々その窮狀に部落の世話役、婦人会、青年團の方々が温い救いの手をさしのべるべく協議の結果「病弱者嶽一家をとりて田植が完了するまで、部落の人々や婦人会、青年團幹部は我がことのように湯わかしや諸雑事に万事手ぬかりなく、藤男さん一家も、こんなうれしいことはないと今更ながら部落民の温情に感泣している

涼風と共に、氣づかわれた颱風もどうやら離をのがれ、やがて黄金の波うつ稻穂に更に大きな穂がたれ、明るい牧穫の秋を間近に控え、暑氣も吹き飛ばす麗しい隣保相愛の美談として提供する次第のこすな」とたちまち各戸より男女十五名が腰辨当で出役し、牛四頭をかり出し、草山のようなやぶ田は忽ち早苗が植付けられた。青田と化した田圃の中では、部落民の美挙をほめたたえるように蛙までがよろこび合い、麗しいなごやかな田園風情をかもし出した。

田植が完了するまで、部落の人々や婦人会、青年團幹部は我がことのように湯わかしや諸雑事に万事手ぬかりなく、藤男さん一家も、こんなうれしいことはないと今更ながら部落民の温情に感泣している

涼風と共に、氣づかわれた颱風もどうやら離をのがれ、やがて黄金の波うつ稻穂に更に大きな穂がたれ、明るい牧穫の秋を間近に控え、暑氣も吹き飛ばす麗しい隣保相愛の美談として提供する次第

基本選擧人名簿

新調製についてお願い

選擧權のある人を登録する簿冊を選擧人名簿といいます、選挙權のある人でも選擧人名簿に登録されなければ各種選擧の投票日に投票することはできません。この意味では選擧人名簿えの登録は選擧權行使の要件であります。

公職選擧法第二十條に市町村の選擧管理委員会は毎年九月十五日現在によりその日まで引き續き三ケ月以来その市町村の區域内に住所を有する者の選擧資格を調査し十月三十一日までに基本選挙人名簿を調製しなければならない。

前項の場合において選挙人の年令は基本選挙人名簿確定期日により算定する第一項の住所に関する要件を具備しない選擧人は基本選挙人名簿に登録されることができない。

基本選挙人名簿には選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

第一項の住所に関する期間は市町村の廢置分合又は境界変更のため中断されることはない。

基本選挙人名簿は市町村の區域を分けて數投票區を設けた場合にはその投票區ごとに調製しなければならない。

ということになつておりますので今年度は選擧權資格調査票（九月十五日現在調）を作りまして各世帯毎にそれまでに必着するよう各嘱託員から配布していただくことにしました、調査票には左記事項をお含みの上記載して下さい。

一、満二十才以上の男女（昭和八年十二月二十一日）以前に出生している者、

二、昭和二十八年六月十六日以前から引續き町内に民住している者、

三、九月十五日現在によりその月まで引續き三ケ月に満たなくとも外地引揚者で町内に住居を有する者、

四、保安隊に入隊者、病院に入院者は氏名の上部に○印をつけて備考欄に入隊先、病院名を記入すること、

五、世帯主も欄内の頭初に必ず記入すること、

完全な名簿が出来て町内全有權者の皆様が各種選擧に投票ができますように洩れなく記載してもらつて嘱託員の方に各部落毎に取りまとめていただいて九月二十日まで（期限勵行）必着するように有權者皆様の御協力方お願いいたします。

加治木町選挙管理委員会

耕地災害について

農務課

一、發生狀況

本縣は毎年地形的に又氣象的に大なり小なり農地並農業用諸施設（井堰水路堤塘農道等）の災害が發生してゐる、今年も六月七月の豪雨によつて相当の被害があつたが国庫補助を仰ぐ分として次の箇所を提出した

1 原の丸地区水路 小山田
2 本假屋地区橋梁 小山田
3 御狩家地区橋梁 小山田
4 鈴玉地區　橋梁 木田
5 星原地区橋梁　木田
6 湯之谷地区堤塘　木田
7 桑迫地区道路　西別府
8 城山地區橋梁 西別府
9 菖蒲谷地区道路 西別府
10 桃木野川地区堤塘 木田
11 栗脇地区橋梁　邊川
12 市野地区頭首工 邊川
13 菖蒲谷第二水路 西別府
14 反土地区橋梁　反土
15 邊川地区農地　邊川
16 岩元地区頭首工 小山田
17 高附地区水路　西別府
18 古川地区橋梁　木田
19 古川第二地区橋梁 木田
20 大谷地区頭首工　邊川

以上二〇箇所に對し農地事務局の査定の結果御假家地区を除き一九ケ所地区が國庫補助の對象として取り上げられた

二、耕地災害に就いての取扱

一ケ所の災害復舊費十万円以上を要するものは國庫補助の對象となるので災害發生と同時に町並に嘱託員へ速報願いたい町耕地出張所はその報告に基いて現地の調査測量をなし一ケ所の工事費十万円以上のものについて國は其復舊費經濟効果工法等を実査しこれに合格して初めて國庫補助を受くる權利が生ずるのであつて國の予算の都合によつて數ケ年に分割して復舊されてゐる現狀であるだから初年度に補助される地区と五年目の地区とは減産額金利などについて相当の差を生ずることになるのでその予算額割当は其地区を各面より眺めて実態はどういふものでも成立つてゐるかどんな格好で組合つて居るかをよく検討してなされる、又是非緊急にこれを復舊する必要があれば国庫補助の交付指令前即ち事前工事として関係書類を当局に提出承認の上実施する様に出來るかゝることは地区の施工体勢地区自体が動かねば事業はどうしても動かない施工しようとする地区民の意志が經濟面資金計画勞務計画が確実に樹立されてゐるかを当局では充分検討されてすべてに確実性を認めれば其工事施行を承認されるのである以上のことを地区民各位は充分協議検討され唯この權利を無にすることなく一日も早く災害の復舊をなされんことを切望するものである尚補助率は次の如し

國庫補助　事業費の六割五分
地元負担　三割五分

公民館運營審議會

新たに發足

出來た校區公民館

加治木町公民館運營審議会は町條例一五八号により團体代表の後任者を得て、九月七日公民館第一会議室で町社会教育委員会と合同会議を開き、本年度の運營方針を打ち出し、委員長副委員長を選出して新たな強力な運動を展開することになつた

又、今まで論議されていた校區公民館を設置し、部落公民館の育成に乗り出すことになつた

役員は次のとおり

新任社会教育委員

顚守小學校長　黑木盛進
公民館運營審議委員　立山恒雄
PTA代表　市來政經
農林代表　高田清二
勞働代表　汰木清彦
学校代表　川邊民雄
仝　横山清
商工代表　新納敎義
有識經驗者　松夫
仝
新任
敎育民生委員長　中村四郎助
婦人代表　平山ひで
青年代表　坂元秋男
中學校代表　坂口立志
体育代表　脇元実雄
町代表　曾木隆輝
仝　岩元房友
町議代表　宮内虎雄
学校代表　久保平一郎
有識經驗者　本田源三
柁城校區公民館長　安樂久志
錦江校區公民館長　瀬戸口侃
龍門校區公民館長　新富利雄
永原校區公民館長　小原田照雄
顚守校區公民館長　黑木盛進
社会教育委員会　市來政經
公民館運營審議会
委員長　中村四郎助
副委員長　安樂久志
副委員長　新納敎義

九、十月公民館行事予定

商店經營研究会　公民館文化協会協議会　各校區
子供クラブ發足会　〃
合唱グループ發足会　〃
演劇研究会　〃
敬老会　各校區
讀書会　公民館
母と娘の会　各校區
町民体育大会　加高校
郷土史研究会　公民館
レコードコンサート　日木山公園

町村吏員のありかた

町村行政機関の日常業務の大半は住民個々の生活と直結して居ることは申すまでもないことで、此處に職を奉ずる者は左に掲げるような心構が必要であろう。即ち應待の場合等は常に相手の身になり物事を考え納得ゆくまで話し得る餘裕を持ちたいものである。勿論担当業務の適確處理については撓ゆまざる努力精進を怠つてはならぬが更に視野を廣ぐし見解を正しくすることに留意すべきである

各自の意着想と施策の適否は直ちに町村の盛衰浮沈にも影響するところ大であることを自覚し住民の信頼を得て要望に應え得るよう努力すべきである。言うは易く行うは難しであるが無能無才の身でもこつ〳〵と努力精進を怠らず各々其の職域の業務に愛着を感じ郷土整備發展のため精魂を打込むことが何より大事であろう。最近とみに仕事の重責を痛感し、過去のありかたを嚴正に反省し將來に對する歩み方について慮つて居る次第である

増田　繁

省營バスの試運轉

始良郡西部地区所長藏内義溫氏はコシキ島里へ、八郷滿氏は中種子町へ轉勤になり、後任として、肥役英一氏が宮之城町より、寺地輝男氏が川邊町より赴任してこられました。事務所は役場裏ですので、相変らぬご利用をお願いいたします。

農業改良普及事務所人事異動

区民の苦心により一大改修される西別府道路に省營バス運轉の計画が進められていたが、去る九月九日門司、鹿兒島より係官が來町して驛より嶽までの試運轉を行つた。結果は上々であつた。産業の開發、文化の發展のため、区民は皆その実現の早からんことを待望してゐる

編集室より

二百十日も無事にすぎ、今の處颱風の心配もないようです

忍びよる秋とともに稻穂も次第に色づいて明るい顔で收穫ができますように祈りつゝ、こゝに第二十七号をお贈りします

二戸に一枚の割で見ていただきます。今後ともどしどし寄稿していただき町と皆様を結ぶ窓口として育てゝ下さるように、お願いします